

議案第 7 号

**令和 8 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計予算**

令和 8 年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計  
予算は、次に定めるところによる。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 村上 信行

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 5 , 9 4 9 , 5  
4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借  
入れの最高額は、1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算  
の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと  
定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合におけ  
る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 1 9 日 原案可決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村支出金		25,711,947
	1 市町村負担金	25,711,947
2 国庫支出金		39,651,464
	1 国庫負担金	29,565,966
	2 国庫補助金	10,085,498
3 県支出金		10,381,378
	1 県負担金	10,299,218
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	82,159
4 支払基金交付金		49,021,023
	1 支払基金交付金	49,021,022
	2 出産育児支援金	1
5 特別高額医療費共同事業交付金		82,328
	1 特別高額医療費共同事業交付金	82,328
6 財産収入		8,583
	1 財産運用収入	8,583
7 繰入金		887,713
	1 一般会計繰入金	403,445
	2 基金繰入金	484,268
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		205,104
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利息	40,000
	3 雑入	165,101
歳 入 合 計		125,949,542

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		482,976
	1 総務管理費	482,976
2 保険給付費		124,142,200
	1 療養諸費	116,602,200
	2 高額療養諸費	7,060,000
	3 その他医療給付費	480,000
4 特別高額医療費共同事業拠出金		93,142
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	93,142
5 支払基金拠出金		582,352
	1 支払基金拠出金	582,352
6 保健事業費		475,088
	1 健康保持増進事業費	475,088
7 基金積立金		8,583
	1 基金積立金	8,583
8 公債費		134,000
	1 県財政安定化基金償還金	133,000
	2 公債費	1,000
9 諸支出金		30,201
	1 償還金及び還付加算金	30,201
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		125,949,542